

## 地域における公益的な取組について

全ての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われます。

## アムネかつしかにおける公益的な取組

### ① 発達障がい者への支援活動

長期に引きこもりがちな発達障がいのある方への支援として、週に 2～3 回、無料で活動の場の提供をしています。専門スタッフによる生活上の相談や、軽作業などを通じて、集中力や持続力を身につけ、社会活動への足掛かりとなる訓練なども行っています。

### ② ボランティア出前講座

福祉及び精神障がい者の理解を深める為に、実際に地域の高校へ講師として出張し、「精神障がい者の実情と理解」をテーマとした特別授業を毎年行っています。

### ③ 地域行事への積極的な参加

各事業所がある地域でのお祭り・運動会・クリーン作戦・防災訓練などに、地域の一員として参加しています。また法人主催によるお祭りや、地域の精神障がい者を対象としたバーベキュー大会とクリスマス会を開催し、積極的に地域との交流の機会を作っています。